令和　５年３月20日
名古屋木材健康保険組合

事　業　主　様
事務担当者　様

４月の「もっけん」たより

◎　令和５年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者に係る標準報酬月額について

健康保険法第 47 条に規定する任意継続被保険者の保険料算定に関わる標準報酬月額については下記の通りです。なお、適用期間は令和５年４月１日から令和６年３月31 日の１年間となります。

記

令和５年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とする。

1. 被保険者の資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額。
2. 令和４年９月 30 日時点における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額 365,713 円を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額（360,000 円）。

※令和４年４月１日から令和５年３月３１日までは令和３年９月 30 日時点の同月の標準報酬月額を平均した額 364,089 円を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額（360,000 円）です。

以上

なお、令和５年度における保険料率につきましては、下記のとおり令和４年度と変更はございません。

	健康保険料率	介護保険料率
事業主負担	50.60／1000	9.00／1000
被保険者負担	47.40／1000	9.00／1000
合　　計	98.00／1000	18.00／1000

※ 健康保険料率、介護保険料率とも令和５年３月分（４月納入告知分）から適用

◎　資格取得届等の事前点検について

厚生労働省からの事務連絡により、資格取得届と取得される方の被扶養者異動届に限り入社前に提出ができるようになりました。内定等により、入社が確実に見込まれる方は事前にご準備をお願いします。ただし、保険証の発行は入社日当日または入社日当日以降の最短営業日となります。オンライン資格確認の円滑な実施のためご協力をお願いします。